

事業主殿

一般社団法人 村山労働基準協会

有害業務・特定業務従事者健診・雇入時健康診断の実施について (特殊健康診断)

特殊健康診断は、それぞれ法令によって事業主の責任において受診しなければならないことになっております。本年度前期の標記健診を下記日程により実施することになりましたので、貴事業場において下記の有害業務に従事している方を必ず受診されますようご案内いたします。

有害業務・深夜業に従事する労働者に対しては、一般健康診断を6ヶ月ごとに1回受けなければなりません。又雇入れに際しては雇入れ時健康診断を実施しなければなりませんので、前期の特殊健康診断(安全衛生規則第45条)を受診する際に併せて実施するようお願い申し上げます。

☆ 従来より特殊健診を受診されている事業場には申込書をお送りしております。

◆ 新しく特殊健診を受診される事業場は至急ご連絡ください。

- ※ 令和2年度より特殊健康診断の個人票が変わります。該当者は事前の申込の上、
受診当日、前年度までの個人票と今年度の受診票(個人票)をご持参下さい。
じん肺・振動工具は従来の個人票を使用して下さい。

記

1. 対象有害業務

(1) 有機溶剤業務 (6ヶ月に1回健診)

有機溶剤による尿中代謝物の検査を正しく実施するためには、適切な採取日時が非常に重要です。
Aグループ～Bグループ溶剤取り扱い作業(取り扱い物質によって採尿方法が異なります)

☆ 尿採取時間＝午後

連続した作業の初日(月曜日等)を除いた日

(トルエン・キシレン・ノルマルヘキサン・N・N-ジメチルホルムアミド・外)

連続作業の後半の日(週末)

(1・1・1-トリクロロエタン)

☆ 採尿の前日は、『飲酒』をしないでください。

☆ 水(お茶等)の摂取を、適切にしてください。

夏場は、汗をかきやすいので水分を多めに取ってください。

冬場は、水分の摂取を控えめにして下さい。

☆ 『トルエン』を取り扱う人は、いちご、すもものような安息香酸を多く含んでいる果実や安息香酸の入っている清涼飲料水を前日からとらないようにして下さい。

特定化学物質予防規則等の改正によりトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・スチレンは
特定化学物質になりましたが採尿方法は従前同様です。

(2) 特定業務従事者健診(夜10時～朝5時迄 月/4回以上働く人)

(3) 特化物取り扱い作業 (6ヶ月に1回健診)

シアン、クロム、塩素、フッ化水素、臭化メチル等の取り扱い作業、コバルト、エチルベンゼン

(4) 行政指導による特殊健康診断

有害光線作業(紫外線・赤外線＝ガス溶接作業、アーク溶接作業)騒音、振動工具、VDT作業(定期)

(5) 粉じん作業 (3年に1回健診、但し管理区分がⅡ、Ⅲは毎年1回健診)

土石等の掘削、鋳物業、バフ、グラインダー作業、アーク溶接作業、採石作業等

(6) 鉛業務 (6ヶ月に1回健診)

但し、活字の文選、植字又は解体作業、ハンダ付けの作業は1回

* 法改正により平成27年11月1日から、ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質に追加されました。

2. 健康診断日時及び会場

月 日	時 間	会 場	T E L
4月 1日(水)	午後1時30分～ 3時30分	尾花沢共同福祉施設	23-3620
4月 2日(木)	午後1時30分～ 3時30分	甌葉プラザ	52-3531
4月 3日(金)	午後1時30分～ 3時30分	東根職業訓練センター	43-2345

3. 問い合わせ先 一般社団法人 村山労働基準協会
村山市楯岡新町三丁目2-18-10

TEL 53-2664